

3 手当・年金

1. 手当

1、心身障害者福祉手当(都・市制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

<対象者>

種別	等級	手当額 (月額)
身体障害者手帳	1・2級	15,500円
	3級	12,500円
	4級	5,000円
愛の手帳	1～3度	15,500円
	4度	12,500円
脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方		15,500円

<手続き> 身体障害者手帳・愛の手帳、本人名義の預金口座のわかるものを持って申請してください。

※所得が基準を超えていたため対象外となった方は毎年8月以降に再申請が可能です。

<支給方法> 4月・8月・12月の10日前後に前月までの4か月分を、本人名義の預金口座に振り込みます。
(認定された月の分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 受給者本人の所得が限度額を超える方
- ② 施設に入所している方
- ③ 65歳以上で新たに上表の障害等級になった方
- ④ 20歳未満の方
- ⑤ 保護者が受給者本人に関する児童育成手当(障害手当)を受給中の方

2、特別障害者手当(国制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

対象者	手当額 (月額)
精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において <u>常時特別の介護</u> を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方 ※認定可否は指定の診断書をご提出いただき専門医による判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても申請可	29,590円 ※令和7年4月時点 ※手当額は毎年見直されます。

<手続き> 特別障害者手当認定診断書、年金証書(受給者本人のもの)、本人名義の預金口座のわかるもの、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

<支給方法> 5月・8月・11月・2月の10日前後に前月までの3か月分を、本人名義の預金口座に振り込みます。(申請のあった翌月分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 受給者や配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えているとき
- ② 施設に入所しているとき
- ③ 病院など（介護老人保健施設等含む）に3か月を超えて入院しているとき
- ④ 20歳未満の方

3. 障害児福祉手当(国制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

対象者	手当額(月額)
精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方 ※認定可否は指定の診断書をご提出いただき専門医による判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても申請可	16,100円 ※令和7年4月時点 ※手当額は毎年見直されます。

<手続き> 障害児福祉手当認定診断書、本人名義の預金口座のわかるもの、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

<支給方法> 5月・8月・11月・2月の10日前後に前月までの3か月分を障害児本人名義の預金口座に振り込みます。(申請のあった翌月分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 受給者や配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えているとき
- ② 施設に入所しているとき
- ③ 障害を支給事由とする公的年金を受けているとき
- ④ 20歳以上の方

4. 東京都重度心身障害者手当(都制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

次のいずれかに該当する心身障害者(児)の方に支給されます。ただし、65歳以上でこの手当を新規に申請される方には支給されません。

対象者	手当額(月額)
① 重度の知的障害者で、著しい精神状態などのため、介護者が常に目を離せず、特別な配慮を必要とする方 ② 重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方 ③ 重度の肢体不自由者で、両上肢、両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害のある方	60,000円

<手続き> 身体障害者手帳・愛の手帳、印鑑、本人の住民票記載事項証明書(又は住民票)、課税証明書、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

※東京都心身障害者福祉センター又は多摩支所で直接判定を受ける必要があります。また障害状況等により来所が困難な場合は、自宅で判定を受けることもできます。

<支給方法> 毎月本人名義の預金口座に振り込みます。(申請のあった月の分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 所得が所得制限基準額を超えているとき
(20歳以上は本人の所得、20歳未満は扶養義務者の所得)
- ② 施設に入所しているとき

- ③ 病院等に継続して3か月を超えて入院しているとき
- ④ 65歳以上で新規申請の方

5. 特別児童扶養手当(国制度)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。(児童扶養手当と併給できます。)

対象児童	手当額(月額) ※令和5年4月時点
① 愛の手帳・身体障害者手帳：おおむね1～3度級程度の児童	児童1人につき
② 精神障害：上記と同程度の障害を有する児童	特児等級1級 53,700円
③ 重複障害：複数の障害がある場合、個々の障害の程度が上記より軽度でも該当となる場合があります。	特児等級2級 35,760円
	※手当額は毎年見直されます。

<手続き> 診断書(身体障害者手帳・愛の手帳の写しで省略できる場合があります)、戸籍の全部事項証明、振込先の確認できる通帳(申請者が名義のものに限ります)のコピー、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

※特別児童扶養手当は主生計者が申請者となります。

<支給方法> 4月・8月・11月に前月(11月は当月)までの4か月分を、銀行等の指定口座に振り込みます。(申請のあった翌月分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は支給対象になりません。

- ① 申請者・配偶者又は申請者と同居している扶養義務者の所得が基準額を超えるとき
- ② 施設に入所しているとき ※入所形態等によっては支給が受けられる場合があります。
- ③ 障害児が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき
- ④ 日本国内に住所を有しないとき

6. 児童扶養手当(国制度)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で中度以上の障害をもつ方も含む)で、次のいずれかの状態にある児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。

対象児童	手当額(月額) ※令和5年4月時点
① 父母が婚姻を解消した児童	児童1人の場合 全部支給：44,140円
② 父又は母が死亡した児童	一部支給：10,410円～43,130円
③ 父又は母が重度の障害を有する児童 (身体障害者手帳1～2級程度)	児童2人の場合 全部支給：10,420円 一部支給：5,210円～10,410円
④ 父又は母が生死不明である児童	児童3人以降 全部支給：6,250円
⑤ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童	一部支給：3,130円～6,240円
⑥ 父又は母が法令により1年以上拘束されている児童	※手当額は毎年見直されます。
⑦ 婚姻によらないで生まれた児童	※手当の支給を受ける方または対象児童に公的年金等の受給・加算がある場合は、手当との差額支給となります。

<手続き> 戸籍の全部事項証明、印鑑、振込先の確認できる書類(申請者が名義のものに限ります)、マイナンバーに関する書類等、その他各支給事由による所定の証明書を持って申請してください。

※児童扶養手当は子を扶養している父又は母に障害がある場合、①障害のない父又は母②父又は母のいずれにも障害がある場合、軽度な方が申請者となります。

<支給方法> 1月・3月・5月・7月・9月・11月に前月までの2か月分を、銀行等の指定口座に振り込みます。
(申請のあった翌月分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は支給対象になりません。

- ① 所得制限額を超える方
- ② 配偶者や同居している扶養義務者の所得が基準額を超えるとき
- ③ 児童が施設に入所しているとき

※ こちらの手当の受給資格のある方は「ひとり親家庭等医療費助成制度」を利用できる可能性があります。
詳細はP21をご参照ください。

7. 児童育成手当(障害手当)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。

対象児童	手当額(月額)
① 身体障害者手帳1～2級の児童 ② 愛の手帳1～3度の児童 ③ 脳性麻痺・進行性筋萎縮症の児童	児童1人につき 15,500円

<手続き> 身体障害者手帳、愛の手帳の写し又は診断書、印鑑、振込先の確認できる書類(申請者が名義のものに限ります)、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

<支給方法> 6月・10月・2月に前月までの4か月分を、銀行等の指定口座、に振り込みます。
(申請のあった翌月分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 所得が基準額を超えるとき
- ② 施設に入所しているとき

8. 児童育成手当(育成手当)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、次のいずれかの状態にある児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。

対象児童	手当額(月額)
① 父又は母が死亡した児童 ② 父又は母が重度の障害を有する児童 (身体障害者手帳1～2級程度) ③ 父母が婚姻を解消した児童 ④ 父又は母が生死不明である児童 ⑤ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童	児童1人につき 13,500円

<手続き> 戸籍の全部事項証明、印鑑、その他各支給事由による所定の証明書、振込先の確認できる書類(申請者名義のものに限ります)、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

<支給方法> 児童育成手当(障害手当)と同じ

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 所得が基準額を超えるとき
- ② 施設に入所しているとき

9. 特殊疾病患者見舞金(市制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

特殊疾病患者見舞金は、特殊疾病にり患した方に対し、見舞金を支給することで福祉の増進を図ることを目的としています。

<対象者> ①市内に住所がある方。

②特定医療費(指定難病)受給者証又は市が定める疾病の東京都難病医療費助成の医療券(都医療券)をお持ちの方で、市が定める受給資格を満たす方。

<手続き> 下記のものを持って申請してください。

- ①特定医療費(指定難病)受給者証又は東京都難病医療費助成の医療券(都医療券)
- ②振込先となる口座の分かるもの(本人名義)

<支給月額> 5,000円

<支給方法> 6月・10月・2月に前月までの4か月分を、本人名義の預金口座に振り込みます。(認定された月の分から)

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 心身障害者福祉手当の受給者
- ② 保護者が受給者本人に関する児童育成手当(障害手当)を受給中の方
- ③ 生活保護を受けている方

10. 生活保護の障害者加算

◆問い合わせ 生活福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

生活保護を受給されている方は、障害者加算がつく場合があります。詳しくはお問い合わせください。

<対象者> 身体障害者手帳(1~3級)、愛の手帳(1~3度)、精神障害者保健福祉手帳(1級及び2級)

2. 年金等

11. 東京都心身障害者扶養共済制度

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めていただくことで、保護者に万が一の事があったとき(死亡・重度障害)障害のある方へ、終身年金を支給する制度です。

<加入要件>

加入資格	障害者範囲
① 障害者の保護者であること ② 都内に住所があること ③ 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④ 年度初日(4月1日)の年齢が65歳未満であること	① 知的障害者 ② 身体障害者(1級～3級) ③ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記①②と同程度の方(たとえば、精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

<掛金>

加入者の加入時年齢	月額掛金(1口)
35歳未満	9,300円
35歳～40歳未満	11,400円
40歳～45歳未満	14,300円
45歳～50歳未満	17,300円
50歳～55歳未満	18,800円
55歳～60歳未満	20,700円
60歳～65歳未満	23,300円

※ 加入期間が20年以上となり加入者の年度当初の年齢が65歳となった以後の加入月から、掛金を納める必要はありません。

※ 掛金は変動することがあります。

<掛金減免> 次の要件に当てはまるときは、申請により1口目の掛金が1/2減額されます。

- ① 生活保護を受けている方
- ② 住民税が非課税の方又は免除されている場合
- ③ 都知事が特に減額を必要と認める場合(罹災)

<年金の支給> 加入者が死亡又は重度障害者になった場合に支給されます。

- ① 支給額 月額 20,000円(2口加入の場合は40,000円。2口が加入の上限。)
- ② 支給期間 加入者が死亡した(又は重度障害となった)月から終身支給開始
- ③ その他 この制度に加入できるのは障害者1人に対して1人の保護者のみです。
障害者が加入者より先に亡くなった時、加入期間に応じて弔慰金を支給します。
加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。

<手続き> 障害福祉課にお問い合わせください。

12. 障害基礎年金

◆問い合わせ 保険年金課年金係 TEL 378-2111 (代表)

国民年金の加入中に病気やケガで障害の状態になり、次のような要件を満たしていれば年金が受けられます。身体障害者手帳等とは別に国民年金法で定める障害の認定を受けることが必要となります。

受給要件	年金額
① 国民年金の加入中に初診日のある傷病により国が定める程度の障害の状態にある方、又は被保険者であった方で国内に住所のある60歳以上65歳未満の方 ※ 保険料の納付要件があります。	国民年金法で定める1級障害 972,250円(年額)「令和4年度」 国民年金法で定める2級障害 777,800円(年額)「令和4年度」
② 20歳前に初診日のある傷病により国が定める程度の障害の状態にある方は、20歳から年金が受けられます。(ただし、所得制限があります)	※ 障害基礎年金を受ける人に18歳未満(1級、2級の障害の状態にある子の場合20歳未満)の子がいるときは、子の加算があります。

13. 障害厚生年金・障害手当金

◆問い合わせ 府中年金事務所

所在地 府中市府中町2-12-2 TEL 042-361-1011 FAX 042-361-2649

厚生年金の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日があり、次のような要件を満たしていれば年金が受けられます。身体障害者手帳等とは別に定める障害の認定を受けることが必要となります。詳しい内容は、年金事務所にお問い合わせください。

受給要件
① 障害認定日に法令で定める障害等級(1級~3級)に該当すること
② 障害厚生年金を受けるために必要な納付要件を満たしていること ※ 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後、重くなったときには、障害厚生年金又は障害手当金が支給される場合があります。 ※ 障害基礎年金に該当しないような軽い障害の場合でも、3級の障害厚生年金又は障害手当金が支給される場合があります。

14. 特別障害給付金

◆問い合わせ 保険年金課年金係 TEL 378-2111 (代表)

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金が給付されます。

受給要件
① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった、厚生年金等の加入者の配偶者 上記①または②に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当すること